

# 民生水道常任委員会

平成25年9月13日

葛城市議会

# 民 生 水 道 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成25年 9月13日（金） 午前 9時29分 開会  
午前11時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 下村正樹  
副委員長 白石栄一  
委員 吉村優子  
" 赤井佐太郎  
" 川西茂一  
" 南 要

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 寺田惣一  
議 員 春木孝祐

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山下和弥  
副市長 杉岡富美雄  
市民生活部長 生野吉秀  
市民窓口課長 西川佳嗣  
保険課長 中嶋卓也  
" 補佐 増井朋子  
" 補佐 脇田公典  
環境課長 大谷 肇  
新庄クリーンセンター所長 増井良之  
當麻クリーンセンター課長補佐 柏井英洋  
保健福祉部長 山岡加代子  
社会福祉課長 西川佳伸  
子育て福祉課長 岡 幸子  
" 補佐 油谷知之  
長寿福祉課長 門口尚弘  
" 補佐 森井敏英

健康増進課長 水原正義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川雅大
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第38号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について

議第41号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

議第42号 葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて

議第43号 葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正することについて

議第44号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について

議第45号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第46号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

（1）當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について

開 会 午前9時29分

**下村委員長** ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより民生水道常任委員会を開会いたします。

何かとお忙しい中でございます。暑い中でございますし、本当にご苦労さんでございます。きょうは9月議会、決算議会の民生水道常任委員会ということで、議案はたくさんございますけれども、なるべくスムーズに進みますようお願い申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

そして、委員外議員として、春木議員が出席されております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第38号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となっております議第38号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

葛城市福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」の指定管理者の指定の期間が平成26年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため指定管理者を指定するもので、長年、福祉総合ステーションの管理運営の実績があり、また民間の中核的な社会福祉団体であります、「社会福祉法人葛城市社会福祉協議会」を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定によりお願いするものでございます。なお、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の予定でございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ありがとうございました。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** それでは、議第38号の葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について、若干の質疑を行いたいと思います。

ご承知のように、本件については来年3月31日で指定の期間が切れると、こういうことであります。記憶によりますと、平成22年9月の定例議会に同様の指定管理者の指定についてご提案をされております。その提案について、9月15日の民生水道常任委員会において議論

がされたわけでありますけれども、この議論の中で、本来ならば5年間の指定期間ということでありますけれども、あえて3年という期間を設定し、3年間の中でこの民間事業者等を含めて、どのようにしていけばいいのかということで、この3年間の期間としたという市長のご答弁がありました。この間、3年間この民間事業者等への指定等も考慮され、検討されてきた、また社会福祉協議会そのものの改革に取り組みられてきたというふうに思います。その点について、まずお伺いをしておきたいと思います。

**下村委員長** 西川課長。

**西川社会福祉課長** 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず改革としまして、いろいろ改善させていただきました内容につきましては、例えば水泳教室の日数の増加による収入増、また新たに本年度よりいきいきふれあいサロン事業を実施し、地域住民のための新たな福祉の活性化を図るなど事業の活性化をし、また小さいことかもしれませんが、敬老事業の一環として9月14日から16日の3日間ですが、高齢者の方の入浴を無料、また風呂の前のマッサージチェアの新機種への交換、図書をかなり増冊しております。また、食堂メニューの変更、また小さい子どもさんを遊ばせることのできるキッズマットの設置など利便性を考え、またパターゴルフも職員の手で新しく張りかえたりと、細かなことでございますけれども、気配りをし、こういった小さなことの積み重ねが大事でございますので、今後、料金改定もまた視野に入れて、より一層促進を図っていきいたいなど思っているところでございます。

以上です。

**下村委員長** 市長。

**山下市長** 3年前から皆さん方にご相談というか、こういうふうに改革をしてまいりますということと3年間の指定管理ご許可をいただいたわけでございますけれども、それ以後、まず会長を民間にということにつきましては、決算等の議論の中で申し上げましたように、社会福祉協議会の性質上、やはり社会福祉協議会の会長を民間にということも考えておりましたけれども、利益を出す事業ではないと。その会長に民間の方についていただくということに対して、給与等を出すことができない。やはり社会的な影響等を考え、また近隣の市町村の最近の動きとしては、一度民間の方に会長職を渡されたところもありますけれども、それが原点回帰といいますか、市長村長が会長になっているところが最近ではふえておるとも考えて、やはり社会的な公益性ということも考えて、あえて今の段階では市長である私がその会長に、また常務理事として副市長がつくことが適当であるということをご報告させていただいたところでございます。

また、中の改革等につきましては、今先ほど課長が申し上げましたように、職員がこの3年間、私が毎年年末年始の訓示で申し上げておりました。これだけ厳しい世の中になっておるので、自分たちがいつまでもここを受託できるというところに安住しないで、自分たちがここの改革をして、できるだけたくさんの方々はこの施設を利用してもらえるように、居心地のいい空間をつくっていかねばならないということをお願いしてまいりました。全てをのみ込んでいただけたわけではないと思いますけれども、少しずつ変えていこう、変わっ

ていこうという機運になってきたというふうに思います。

ここの施設の利用者の推移というの、少しずつですけれども上がってまいりました。子連れのお母さん方の数も今日に見えて多くなってきたように思っております。市民だけではなく、今度は条例改正も含めて、市外の方にも愛し使っていただけるような施設を目指して、またここには障がい者の就労支援B型の施設があったりとか、デイサービスの仕事を受託させていただいたりしておりますけれども、子どもを連れたお母さん方、またお年寄りの方、障がい者を含めて、全て受入れのできる場所というのは非常に希有、珍しいと思いますし、そこを運営というか、活性をできるのはこれに知悉した社会福祉協議会にしくはないという判断に至ったわけでございます。

次の5年間チャンスをいただき、今、本来の社会福祉協議会の役割である、地域に出て、いきいきサロンであったり、ふれあいサロンであったり、地域の方々の支えになるための作業というところに今着手をしたわけでございますけれども、市全体の福祉力の向上に社会福祉協議会が更に尽力をし、その拠点としての福祉総合ステーションを更に発展させるためには社会福祉協議会にこの委託を任せることが一番であるという判断のもとに、今回このような議案を出ささせていただいたということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 西川課長並びに市長からもご答弁をいただきました。私は社会福祉協議会が指定管理者として指定されることについては、異論はないわけでありましてけれども、当然この公益団体として、ゆうあいステーション、この利用者の拡大、サービスの向上、これに取り組んでもらうことは、この指定管理者の指定において最低限度のことである。やはり合理的な能率的な運営をし、住民サービスの向上、利用者の拡大を図っていただく、このことが第一の使命であります。

しかし、社会福祉協議会の役割というのは、やはり法に規定された地域福祉の担い手としてきめ細かく地域と密着をして、この地域の福祉要求を取り上げて行政施策の谷間にある、そういう人たちに光を当てて支えていくと、市長が言いましたようにそういう役割があります。指定管理者の指定によって、そういう本来の事業が停滞をしたのでは、これは本末転倒のことです。私はひとつそちらの方の事業もしっかりと取り組んでいただきたいというのが本意であります。

そういう意味で、若干お聞かせをいただきたいんですが、この資料をいただきますと、現行職員、平成25年度3月末現在という形で、この間、市の職員はもう引き上げてまいりました。そして、現在はこの資料によりますと、市臨時雇用職員、これはゼロですね、ごめんなさい。委託業者派遣職員27人、その他職員43人、こういって合わせて70人がこの社会福祉協議会の指定管理者の指定に基づいて運営をします。あるいは社会福祉協議会の本来の業務をこのままやっているということでもありますけれども、この委託業者派遣員27、その他職員43の内訳について、どのような雇用状況にあるのか、派遣員についてはわかりますけれども、その他職員の実態というのはどうなっているのかお伺いしておきたい、このように

思います。

下村委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いします。

まず、職員につきましては19名の職員と2名の課長、また嘱託の者が6名、またアルバイトの方がその他職員として派遣していただいているところでございます。

(「中身について」の声あり)

西川社会福祉課長 中身につきましては……。

白石副委員長 正職、課長が2名やな。

西川社会福祉課長 局長も含んででございます。

白石副委員長 アルバイト6名、数合わん。

西川社会福祉課長 まず、総務課の方でございますけれども、職員が7人、またプール職員が2名、居宅介護支援事業の方が6名、また訪問の方が1人の嘱託、2名のアルバイト、通所介護の方が5名、職員4名と嘱託職員1名、アルバイトが6名でございます。また、多機能型の職員としまして2人が職員、またアルバイトが3名となっております。

以上でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 社会福祉協議会の実質的な協議会としての役割を果たすスタッフがどうなっているかということで、お伺いをしたわけでありまして。それでは、ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど課長の方からいきいきふれあいサロン等の取り組み、いわゆる地域に出向いて社会福祉協議会として独自の取り組みをされていると、受託事業とか指定管理者の指定に係る事業ではなくて、そういう事業がいきいきふれあいサロン等の事業だということでありまして。これらの地域福祉にかかわるスタッフというのはどの程度おられるのか、この点、兼務されている方もいると思うんですが、どの程度の職員がかかわっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

下村委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 実際の職員というのはやはりいろいろと兼務しておりますので、延べ人数というのはなかなか出しにくいところがございます。ただし、これに対して実施された場所が17カ所というふう聞いております。また、そのうちの子どもさんを対象にするサロンが2カ所、そのほか高齢者の方を対象にするのが15カ所といったところで活動いただいております。

(「それは月どのくらいで」の声あり)

西川社会福祉課長 これにつきましては、原則、活動はサロンの自主的な計画のもとに、特にこちらでがんじがらめに決めているというところではございません。あくまでも自主的に各地区でサロンを開いていただいているところでございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 ここでは指定管理者の指定についてというのが議題でありますので、この程度にとどめておいて、また決算委員会等で事務局長にもご出席をいただいて、この詳細についてお伺いしたいというふうに思っております。市長が言われたように、この次の5年間で地域に

出ていって地域福祉を支えていく、支えになる、そういう福祉協議会とあわせて、このゆうあいステーションの事業を立派にやり上げていただきたいということを述べておきたいと思  
います。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

川西委員。

**川西委員** 一言お願いをしたいんですけども、私は常々からこの福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」といいますのは葛城市の宝物であるし、また本当に素晴らしい施設であると思  
います。そういう点で、あちこちで今あれしております中でよく聞かれるんですけども、最近このデータを見させていただきま  
すと、入館施設利用の方も少しずつふえていっているということは、これは本当にいいことだと思うんですが、行きたいん  
だけども、なかなか行けないという高齢者の方がかなり多くあります。

その理由の1つとして、バスの停留所が少し遠くにあるがために、そこに歩くまでに時間もかかって行けないとい  
うような意見もよく聞きます。ぜひ、ひとつ今現在走っておるバスは非常に大型の何十人か乗れるようなバスで  
すけども、もう少し小さなバスで小まめに市内をめぐって運行できるようにしてあげていただくことによ  
って、高齢者の方も体力づくりのために参加される方、またお風呂にも行きたいという方もたくさんいら  
っしゃると思いますので、これから先のことということで、ひとつお考え願いたいと思うんですけども、この  
点はいかがでしょうか。

**下村委員長** 山下市長。

**山下市長** バスの担当の方がいないので、私の方から答弁させていただきますけれども、現在市内の  
全体的なバスの運行の見直しということをやっております。運行経費、運営経費と、それと今市内に走  
らせております葛城号とミニバス、それと奈良交通さんの走らせていただいております忍海から出  
て山麓線を走って高田に行くバス等、何種類かのバスが葛城市の中を走っておりますけれども、  
これをどういう系統で走らせていくべきなのか、誰がこの維持管理費を出していくのかとい  
うことも含めて、現在検討しておりますところでございます。そのあたり、市も負担をしてい  
かなければならないというふうに思っておりますけれども、今の意見等も参考にさせていただ  
きながら、できるだけ市民の皆さんに使い勝手のいいバスの運営というものを  
目指して努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**下村委員長** 川西委員。

**川西委員** 今、市長の方からもお話がありましたけども、やはり受益者負担ということも考  
えていくべき時代じゃないかというふうに思います。また、それともう一点、ゆうあいステ  
ーションの場合は温水プール等がありますけども、それ以外の場所を使って高齢者の方が元  
気になるような体力づくりというんですか、こういったことも今後の課題として考  
えていただきたいと思  
いますので、要望しておきます。

以上です。

**下村委員長** 要望ということで、よろしくお願ひします。



ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第38号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第41号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

**生野市民生活部長** 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま提案いただいております議第41号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、まず最初に提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、また同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令が、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の課税の特例について規定した附則の法改正等に合わせた改正と、法律にあつて条例にも規定すべきもの、また条例として規定すべきでないもの等について見直しされたことによる規定の削除等の改正を行うもので、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、お手元にお配りさせていただいております葛城市国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。まず最初に、附則第6項の見出し及び同項中の配当所得を配当所得等の文言に改正するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、附則第9項の見出し中、株式等を一般株式等に改め、同項中法附則第35条の2第6項を法附則第35条の2第5項に株式等を一般株式等に改めるものでございます。

次に、附則第10項についてでございます。3ページをお願いいたします。これにつきましては、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございます。第10項、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における

第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中、及び山林所得金額とあるのは、及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額と、同条第2項とあるのは法第314条の2第2項と同条第2項中または山林所得金額とあるのは、もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額と、第21条中、及び山林所得金額とあるのは、及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額とするに改めるものでございます。

次に、附則第11項及び第12項は削除いたします。

1枚めくっていただきまして、第13項を第11項とし、第14項を削り、第15項を第12項とし、第16項を第13項とし、1枚めくっていただきまして、附則第17項中、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改め、同項を附則第14項とし、第18項を削るものでございます。

次に、7ページ、附則についてでございます。これにつきまして施行期日、第1項、この条例は平成29年1月1日から施行する。適用区分でございます。第2項、改正後の葛城市国民健康保険税条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第41号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第42号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

**生野市民生活部長** それでは、ただいま提案いただきました議第42号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、子育て家庭への経済的な支援の一環として、子どもたちの健やかな成長と福祉の増進を図るため、乳幼児医療費助成の対象年齢を小学校終了時までとしていた

ものを中学校終了時までの15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までとするとともに、助成の範囲を入院と歯科診療分に限っていたものを入院、通院の全ての医療費を対象として、平成26年4月1日から施行する条例を改正いたすものでございます。

続きまして、葛城市乳幼児等医療費助成条例の新旧対照表8ページ、9ページをごらんになっていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。まず、改正でございます。定義の第1条の2、2項をこの条例において、小児とは乳幼児以外の者であって、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう、に改正をさせていただいております。

次に、助成の範囲でございます。第3条、旧では、小児については入院、歯科及び歯科に係る調剤に限るという文言が入っておったわけでございますが、これは削除いたしております。

次に、証明書の交付等の第4条でございます。乳幼児とあったものを乳幼児等に改正するものでございます。

次に、附則でございます。施行期日でございます。第1項、この条例は平成26年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、第2項、この条例による改正後の葛城市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**下村委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** 議第42号の葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて、若干の質疑を行いたいと思っております。

本条例改正において、中学校卒業まで医科、歯科、入院、通院合わせて一部負担はありますけれども医療費の助成を、自己負担については償還払いであるけれども、無料化を実施すると、こういうことであります。

市長は平成20年の市長立候補の際にも、この乳幼児医療費の拡充という政策を掲げ、さらに再選を目指した選挙において、中学校卒業まで医療費の無料化を拡充すると、このように無料の拡充を取り組んでこられたわけでありまして。これは我が党が議会や、あるいは予算要望の中で一貫して取り組んできた、そういう内容に沿うもので大いに歓迎するものでありますし、県内においても先進地としての、県内の市町村を引っ張る役割を果たせるものと、このように考えております。

しかし、市長が公約に掲げ、その支持を得て当選をされ、この条例が提案されたわけでありましてけれども、予算委員会やあるいは本9月定例議会の冒頭の質疑の中で、どうして時期がこの時期に提案されるのか、また平成26年4月1日からなのかと、こういう質疑がありました。これは当然私もそのように思うわけでありまして。この点、改めて本委員会においても、どのような理由でこのような運びになったか、まずご説明をいただきたい、このように思い

ます。

**下村委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。ただいま白石委員からのご質問にお答えしたいと思います。

平成26年4月1日からの施行になった理由ということですが、これは先ほど市長の今までの取り組みを説明されましたが、それを実現するに当たりまして、今現在、1つは小学校卒業までの入院と歯科外来一部につきまして償還払いという方法をとっております。それは病院にかかっただいて窓口の3割負担を払っていただきまして、その領収書を保険課まで持ってきてもらって、それによって一部の500円なり、1,000円の負担金を除いて助成するというやり方をしております。それを自動償還払いということで、病院で治療を受けていただきましたら、そのデータが3カ月後に回ってきますので、一度、受給資格証の交付を申請いただいて、それをしていただくだけで3カ月後に振り込み先に支払いさせていただくという方法をとりたいということがありましたのと、それと年度途中でのスタートというの、やはり4月1日からスタートをするのが一番スムーズに行くんじゃないかと。それを目指しまして、いろいろ自動償還への調整であるとか医師会との関係の県への報告と事務を万端準備させていただいて、スムーズにスタートをするということで、こういう平成26年4月1日からの施行になったものでございます。

以上です。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 課長の方からご説明をいただきました。当然、市長は平成20年の選挙協約や公約をし、無料化の充実を図ってきたと。さらに、平成24年の選挙では中学校卒業までの無料化を公約に掲げ、今日に至っているわけであります。当然、理事者あるいは所管の部課はどのような形で実施をしていくかということは、これは当然準備をし、進められてきたというふうに、これは市制の継続性からいっても私は理解をしていたわけであります。ところが、平成25年度の当初から実施をされないというふうなことが予算委員会で明らかになり、いろいろ議論になってきたわけであります。これはやはり準備不足は否めないというふうに思います。私は確かに年度途中で実施をするよりも、年が明けて平成26年度当初から実施をするというのは、それは事務方にとってはやりやすいというふうには思いますけれども、やはり公約の実現、市民の期待に対して応えていくということからするならば、年度途中からであっても、この3カ月後、12月からでも実施をすべきでないのかと、準備できないのかと。この点はいかがでしょうか。

**下村委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。ただいま白石委員からご質問いただいた件についてお答えいたします。

12月から実施ができないかということなんですけれども、一応9月で提案させていただきまして、それによって、今後、対象者への周知であるとか自動償還にするための資格証の対象者に送付する手続とかいうことにつきまして、しっかりと準備して4月1日からスタートするのが今の時点で一番いいんじゃないかと。12月ということにつきましては、いろいろ対

象者への周知であるとか、いろいろな手続等、十分した上で4月1日からとしたいと考えております。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 市長の政策に対する準備、取り組みそのものがおこなわれてきたと。確かに、自動償還払いを実施していくということでの手間はかかるというふうに思います。周知徹底もかかるということであるけども、やはり議会の総意は平成25年度当初から実施をするということであったというふうに思いますし、市民の皆さん自身もそのように理解をしていた。それが準備がおくれ、ここに至っているということについては非常に残念なことであり、私はぜひできるだけ早く実施をしていただくということをお願いをしたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、1点、自動償還払いです。口座を登録していただいて領収書をもらい、窓口に来て申請をしなくても自動的に口座に振り込まれる、この制度はこれはこれとして奈良県内では非常に先進だというふうに思います。しかし、私ども日本共産党の議員団、私は昭和58年に新庄町の町議として選任され、この間、当時初めて予算要望を昭和61年にしたと思うんですが、乳幼児医療費無料化制度を、この当時は2歳未満に拡充をすること、あるいは三種混合やポリオと同様に麻疹、いわゆるはしかですね。予防接種の無料化をすること、こういうことを予算要望や議会、委員会等で取り上げてきました。その中で、平成15年には3歳未満に拡充を求める。あるいは平成7年には医科で3歳、歯科で7歳まで、そしてここなんですね、窓口負担、いわゆる立てかえ払いをなくしていただきたい、こういう要望を掲げ、また議会で取り上げてまいりました。この間、県が一定の年齢、所得制限を含めて、医療費の無料化の広がりに合わせて県も取り組んでいただけてきたということがあります。そんな中で、やはり窓口の負担をなくすこと、平成14年には医科、歯科は就学前までの無料化の拡充を求め、償還払いと所得制限をなくすること、このように提起をしてまいりました。そして、合併を迎える合併協議の中で、新市の建設計画において地域福祉の充実、子育て支援事業の推進という中で、乳幼児医療費助成の年齢の引き上げ、就学前までというふうな、合併協議会における新市の建設計画にも盛り込まれるということに対して、提案し貢献をしてまいりました。

そんな中で、やはり私は市民の皆さんから常々要望があり、取り上げてきたことは、500円、1,000円の一部負担がありますけれども、その一部負担と立てかえ払いをなくして、完全無料化にしてほしいというのが市民の意思でありました。やはり病院の窓口で3割の負担というのは、本当に子どもが急に熱を出し、あるいはけがをし、通院しなければならない、このときに一番大きな親としての不安があって医療にかかりにくいというのがあります。これはなかなか大変な医師会との調整、医療機関との調整が必要であるということであるけれども、やはりこの水準にまで来たとしたならば、次にこれから取り組むべきことは、私は市長の公約、そして公約の実現、その無料の拡大ということからしたら十分な整合性のあることではないのかというふうに思います。この点、いかがでしょうか。自動償還払いとして評価はいたしますけれども、住民の皆さんがこの間寄せられてきた、また私どもがこの予算要望等で行政に対して要望してきた内容というのは、こういうことであったということで、

ぜひこの点についてご所見を聞かせていただきたい、このように思います。

**下村委員長** 市長。

**山下市長** ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この窓口払いをなくしてということでございますけれども、なかなか医師会との調整というのが一番の大きなハードルでございますし、市民の皆さん方、人口がふえればふえるほど、またよその市町村から来られればこられるほど、市内の医療機関にかかられるだけではなく、市外のところにもかかられる率が高くなっていくということで、市内だけであれば市内の医師会、医療機関とだけ話をすればいい話でございますが、他の市町村の医療機関とどういふうにその話をしていくのか、整合性を保つのかということは結構大きな話になるわけでございます。

今、奈良県知事と話をしておりますのは市長会、また町村会ともに医療費の無償化や助成というところに全市町村が取り組んでくれば、県もその分補助金を出して対応するということは言っておられますけれども、なかなかその足並みというのは39市町村が全てというのはそろわないというふうに思っております。ただし、今市長会で約束をしているのは入院の分につきまして、これは中3まで全市、今度は足並みをそろえて平成26年度からやろうということになっております。うちは通院も踏み込むわけでございますけれども、1つ1つ横並びのところをつくっていきながら、県全体、また近隣の大阪府等の医師会と話ができるようにする状況、条件を整えていくこと、市民にとっては葛城市だけが突出して先に先行してやることというのは非常にいいことだと思いますけれども、でも医療機関等にとっては1個1個個別に当たるというのは非常に煩わしい話だと思いますし、そのあたり、できるだけ他の市町村にも横並びでご理解いただけるように、また県とともにそのあたりを進んでいけるように呼びかけていく努力をしてまいりたいというふうに思っております。

今現在、自動償還、ここまで1つ前進というふうに受けとめていただいて、さらなる前進につきましては、広域で取り組むべき問題であろうというふうに思いますので、そのあたり、他の市町村に議員のネットワークを持っておられる共産党の皆さん方にもご協力をいただきながら、全県的にこのあたりを取り組んでいけるようにご助力願いたいと思っております。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 市長から最新の県内情勢についてお伺いをいたしました。知事もこの市長会、あるいは市町村会がともに無料化の拡充に同様に取り組むということであれば、県自身もその財源の助成をしていくということであり、これは大いに歓迎をできることであり、そういう点では葛城市が奈良県内の市町村をリードし、さらに自動償還払いはもとより一部負担、あるいは窓口の立てかえ払いをなくしていく、そういう先陣を切っていただきたい。

確かに、これは医療機関、医師会との関係があり、なかなか難しいことであります。高額療養費等でも大変苦勞をいたしましたけれども、医療機関や医師会の理解を得て、高額療養費についても負担を軽減するというところで取り組んでいただいて、そういう制度、窓口では高額療養費の額で医療費の3割負担を回避をすると、こういうことが取り組まれてきたということで、やはりしっかりと取り組んでいけば制度として確立をするということを申し述べ

ておきたいし、また我が党は平成19年でありますけども、これは国に対してもこういう全国的に乳幼児の医療費の無料化が広がっていく中で、制度として国が助成をするということもやはり要望していく必要があるのではないかというふうに思います。このことを申し上げて質疑を終わっておきたい、このように思います。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

川西委員。

**川西委員** 白石委員との関連質問になると思うんですけども、中学校卒業まで乳幼児の医療費が助成できるということは非常に画期的なことであり、またすばらしいことであるというふうに評価ができます。また、県の方では来年より入院のみということらしいですけども、私どもはそういった形で県を引っ張っていけるぐらいのすばらしい事業だというふうに解釈をしております。残念ながら、市長の公約からいって1年間ずれたということは、今課長の方からも説明がありましたように、きちっとやっていくということで非常に大事なことだと思うんですけども、今、副委員長もおっしゃっていましたように償還払いということに対して、お母さん方が非常に悩んでいらっしゃる部分があります。3カ月後に回ってきてからということですから、一旦払ったものはいつごろに大体手元に銀行に振り込まれるんですか。

**下村委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。川西委員からご質問にお答えします。

窓口で3割分を払っていただきましたら、3カ月後に国保連合会を通じて料金のデータ等こちらに回ってまいりますので、それによって3カ月後に指定いただいた口座に振り込みさせていただきますということになっております。

以上です。

**下村委員長** 川西委員。

**川西委員** ということは、大体4カ月ぐらいかかる。

**中嶋保険課長** 3カ月です。

**川西委員** 3カ月でできるんですか、そうですか、わかりました。若いお母さんのご意見としまして、病院に連れていきたいんですけども、3割負担が大変厳しいんだというお話をよくお聞きします。本当にこれから先の話ですけども、できるだけ委任払いというんですか、窓口で払わなくて済むように制度を、まだ平成26年、来年からできる場所ですから、いきなりというのは無理だと思いますけれども、時間をかけながら、例えば子どもさんが2人おるとしたらやはり3割負担というのはかなりきつくなってきます。生活費を圧迫するというお話もたくさんお聞きしております。平成26年、来年からこの制度ができるということですから、それはしばらく時間をかけて制度の変更等も考えていただきたいということを要望いたしておきます。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第42号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時44分

**下村委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議第43号、葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

**生野市民生活部長** ただいま上程いただきました議第43号、葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正することについて提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせ、平成26年1月1日以降、延滞金の利率が引き下げられることとなるため、延滞金について同様の規定となっている葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正するもので、この条例で規定している延滞金の額の計算について、葛城市税条例の規定を準用し、葛城市税条例の例により計算した額とするものと改正するものでございます。

それでは、お手元の10ページ、葛城市後期高齢者医療に関する条例、新旧対照表をお願いいたします。延滞金でございます。第6条を被保険者または連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、葛城市税条例（平成16年葛城市条例第46号）の例により計算した額の延滞金を納付しなければならないと改正するものでございます。

続きまして、附則の第3条は削除いたします。

続きまして、11ページ、葛城市介護保険条例の新旧対照表をお願いいたします。延滞金でございます。第8条、法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、葛城市税条例（平成16年葛城市条例第46号）の例により計算した額の延滞金を納付しなければならないと改正するものでございます。



続きまして、附則の第6項につきましては削除いたします。

次に、1枚めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。附則、施行期日でございます。第1項、この条例は、平成26年1月1日から施行する。葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。第2項、第1条の規定による改正後の葛城市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。葛城市介護保険条例の一部を改正に伴う経過措置でございます。第3項、第2条の規定による改正後の葛城市介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第43号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

**生野市民生活部長** 続きまして、提案いただいております議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について、本委員会に分割付託されております部分についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億73万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億2,312万1,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で10ページ、歳出からご説明申し上げます。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料4万9,000円の追加でございま

す。14節使用料及び賃借料303万1,000円の減額でございます。18節備品購入費239万7,000円の追加でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節需用費4万5,000円の追加でございます。12節役務費96万3,000円の追加でございます。5目老人福祉費、18節備品購入費5万9,000円の追加でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費84万6,000円の追加でございます。2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金908万4,000円の追加でございます。4項生活保護費、1目生活保護総務費、13節委託料63万円の追加でございます。

続きまして、4款衛星費、1項保健衛生費、6目保健施設費、11節需用費47万9,000円の追加でございます。2項清掃費、1目清掃総務費、19節負担金補助及び交付金29万4,000円の追加でございます。2目塵芥処理費、11節需用費100万円の追加でございます。3目し尿処理費、23節償還金利子及び割引料7万3,000円の追加でございます。

続きまして、事項別明細書、歳入をご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金126万4,000円の追加でございます。3節生活保護費補助金63万円の追加でございます。

続きまして、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉補助金890万4,000円の追加でございます。

以上で歳入歳出の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** それでは、議第44号の平成25年度葛城市一般会計補正予算の議決について、若干の質疑を行ってまいります。

事項別明細書の歳出10ページであります。2款の総務費、戸籍住民基本台帳費の14節の使用料及び賃借料、電算機器賃借料303万1,000円の減額補正並びに18節備品購入費、庁用備品購入費の239万7,000円の増額補正についてご説明をお願いしたい、このように思います。

それから、民生費の1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費については、これは乳幼児の医療費の無料の拡大に合わせて措置されているものというふうに思います。どのような内容で市民の皆さんに周知徹底をされるか、需用費並びに役務費において増額された理由についてお伺いしておきたいと、このように思います。とりあえず3点、よろしく申し上げます。

**下村委員長** 西川課長。

**西川市民窓口課長** 市民窓口課の西川です。先ほどの白石委員の質問についてご回答申し上げます。

この分につきましては、委託料、使用料、賃借料、備品購入費の一括でお話させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この分については、全国で採用されています住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更新ということで上げさせていた

だいているものです。これにつきましては、単独で購入はさせていただいたんですねけれども、昨年度発足しました奈良県基幹システム共同化推進部会、2市5町で構成されておりますねけれども、それで共同購入をするということで検討した結果、奈良県の電子自治体推進協議会を通じて、全国のネットワークシステム市町村機器共同調達に参加することになりました。それが今年の5月9日ですねけれども、全国レベルで共同入札された中で92団体が参加されたんですねけれども、NECフィールドディングが落札されました。本市では、奈良県の基幹システム共同推進協議会で見積もりをお願いしたんですねけれども、それについては当初上げさせていただいた分が6月から来年3月までの分の使用料、賃借料ということで、303万1,000円の予算計上をさせていただいたんですが、入札結果ですねけれども、5年間で支払う金額が合計で300万円以下の金額になりました。それで、5年間で支払う金額が当初見積もりさせていただいたのが、総額で1,818万6,000円という金額になりますので、一括で備品で購入する方が市の負担が軽くなるということで、今回予算の組替という形で保守料の4万9,000円の増額と使用料及び賃借料で組んでおりました303万1,000円の減額、備品として239万7,000円の増額補正をさせていただいた経緯でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**下村委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

この社会福祉総務費の予算の内容ですが、11節需用費と12節役務費で予算を計上させていただいております。これは乳幼児医療費の拡充に伴いまして、小学校の児童、中学校の生徒さんに対しまして3,500人という数字を考えております。その方に対しまして、対象の人に申請書を返信用の封筒をつけて送りまして、それを送り返していただいて、受給資格証をまた送らせてもらうというような手続を考えております。

それで、需用費の4万5,000円といいますのは、乳幼児医療の対象年齢拡充等による申請書の返信封筒の封筒代として3.8円の3,500枚、消費税を掛けまして1万3,965円、そして印刷製本費として3万1,000円を追加しております。これは年齢の拡充による受給資格証の交付申請書の印刷ということで、3,500枚8.3円の消費税を掛けた部分で3万503円。合わせて4万5,000円を計上しております。

役務費につきましては、その申請をいただくのに送らせていただく郵送代を計上しております。申請勧奨案内の郵送代としまして90円の3,500通掛ける2ということで63万円、そして申請書の返信封筒の郵送代として95円の3,500通、33万2,500円。先ほどの郵送代が63万円と合わせまして、96万3,000円の予算を追加しております。以上が内容でございます。

そして、周知につきましては、広報等を通じて、こういう拡大するというのも通じて、合わせてしていきたいと思っております。

以上です。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** それぞれご答弁をいただきました。住基ネットのネットワークシステムの更新についてでありますけれども、当初予算において、これは引き続いて5年間のリースという形で決

められた。それが、ここに至って92団体による共同入札というか、共同購入をするということで、実際にこちらの方がメリットがあるということで、リースと購入という形で、実際に予算措置をされるということでもありますけれども、るる説明をいただいたわけでもありますけれども、もう少し具体的に数字も確認しながら、どれほどの経費面でのメリットがあるのかという点で確認をしておきたいというふうに思います。当然リースというのは修理とかメンテナンスは込みでありますね。ところが、共同購入という形であれば、当然この5年間が更新の年限だと思んですけども、その間の修理、トラブルに対するメンテナンスをどのように見込み、どれほどの経済的効果があるということで判断して提案しているのかという、その辺のメンテナンス等を含めて、もう一度、例えば賃借料、これ、当初予算で1,075万1,000円だったというふうに思うんですが、これは平成25年度分で303万1,000円減額、これはシステムのリース料の分がこうなっていると。これについて300万円かける5で1,500万円ぐらいになるのかな、5年間でね。そして、備品購入費で239万7,000円が計上されているわけでもありますけれども、これはちょっと比較して余りにも金額の差が大き過ぎるので、この239万7,000円というのは今回の補正予算措置で、5年間ほかには費用がかかってこないというふうに理解をされているのか。新たに平成26年度には、どういう費用かわかりませんが、かかってくるのかどうか。メンテナンスとかそんなを含めて、その辺の数字、余りにも乖離が大き過ぎて理解できないというのがあるので、何でこんなことが最初からわからへんかったんやろうというのもあるから、もうちょっと丁寧にご説明をいただきたい、このように思います。

それから、乳幼児の医療費の対象拡大という形で一番大事な申請書を送付し、それに基づいて資格証を発行すると、こういう手続でなるのは当然のことだというふうに思います。住基ネットワークシステムの更新について、ちょっとわかりやすく説明していただきたい。

**下村委員長** 西川課長。

**西川市民窓口課長** 先ほどの白石委員の質問について回答させていただきます。詳しい数字で申し上げますので、ご了承の方をお願いしたいと思います。

備品購入費ですけれども、239万7,000円ということで申し上げたと思います。その内訳としてはC Sの機器で170万円です……。

**白石副委員長** 170万円。

**西川市民窓口課長** 173万3,919円という細かい数字が出てきますけれども、C Sの移行費ということで、今現在の分から新しい分に移行すると、その費用で24万8,350円。C Sの末端機……。

**白石副委員長** 端末やな。

**西川市民窓口課長** はい。端末の移行費で20万円。ほんで、カードの端末の発券機の移行費で10万円ということで、228万2,269円で税込……。

**白石副委員長** これ、カードの発券機は何ぼ。

**西川市民窓口課長** 10万円です。合計で228万2,269円ということになって、そこに消費税がつきます。これにつきましては、1回限りでこの年度だけで終わります。後のリース料にはかかってこないんですけれども、委託料につきましては10月から、うちは計算していますので、これ

は機械の保守ですねけれども、その分については5年間かかってきます。それは今年については4万9,000円必要になってきます。7,649円に消費税を掛けていただいて6カ月で4万9,000円ということで上げさせていただいています。それについては、あと7,649円掛ける1.5の12カ月が残り4年半、その費用がかかってきます。

それと、システムの使用料ですねけれども、それについてはここには載っていないんですけども、今現在使っている使用料から5年間かかってきます。

**白石副委員長** システムは両方ともかかるの違うの。

**西川市民窓口課長** いや、ハードの分とソフトの分で、ハードの分が5年間かかるわけなんですねけれども、システムの方も保守点検ということで今現在支払っている分で継続で使っていくという形になります。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 余りにも詳細過ぎてわからへんようになってきたということで、この5年間でリース料、その他ソフトの使用料か、そういうものを合わせて何ぼになるねんと。ほんで、共同購入して何ぼになるねんと。ほんで、引いたらやな、こんだけのメリットが5年間であるねんというふうに聞かせてもらった方がわかりやすい。

**下村委員長** ちょっと計算して。

もうわかりますか。

生野部長。

**生野市民生活部長** 申しわけございません。ただいまの白石副委員長の再質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほど西川が申しました件でございます。今回リースから備品購入に組替をお願いするわけでございますが、本来この303万1,000円のリース代の減額でございますが、これを5年間このまま続けると1,818万6,000円の費用が必要になってくるわけでございます。先ほど来説明申し上げますように、92団体での一括購入ということで、備品購入といたしまして239万7,000円の予算を計上させていただいております。単純に1,818万6,000円の必要やった経費が、一括で購入することによって239万7,000円で済むということでございます。

なお、保守につきましては、今回4万9,000円計上させていただいておりますのは6カ月分でございますので、来年度からはこの掛ける2の1年分、9万8,000円は必要になるわけでございますが、それに5年間掛けても50万円ですので、両方足しても300万円未満ということですので、約1,500万円の経費が削減されるということで、今回補正を上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** ありがとうございます。いずれにしても、これ、1,500万円ぐらいですか、5年間で経費の節減になるということですね。

(「そうです」の声あり)

**白石副委員長** そうやね、そういうことですね。これが当初予算で、何でやな、そういうことが情報

が把握できなくて、今日に至るまでそのメリットを把握できなくて至ったか、この点について若干お伺いしておきたい、それだけです。

**下村委員長** 市長。

**山下市長** 私が今現在2市5町の会長を務めさせていただいております奈良県電子自治体推進協議会を、香芝市、葛城市、河合町、上牧町、広陵町、川西町、田原本町で3年前に設立をさせていただいて進めてまいりました。自治体クラウドを去年から葛城市は導入して、9年間で6億円から7億円ぐらいの経費節減ができるということで、皆さんにお話をさせていただいたと思います。その枠組みを活用して、ほかのシステムも経費節減ができないかという流れの中で、今葛城市が主導して他の自治体に水道会計システムとか人事給与システム、それと今の戸籍のシステム等を各自治体に呼びかけております。

4月からスタートするんじゃなくて、今いろいろと呼びかけてそこに参加していただく自治体に乗っかっていただいて、ボリュームを大きくしてメーカーと話をする、システム会社と話をするというのを1つ1つのシステムごとにやっております。乗っていただく自治体の数が多ければ多いほどそのメリットが多くなるんですけども、それを4月スタートというやり方じゃなくて、随時話し合いながらこうやって一緒にやりませんかという形でお話をさせていただいていますので、当初予算を計上させていただいた段階では、他の自治体がまだ一緒に相乗りするという段階ではなかったと。話し合いはしてもいいけれども、どんなにか聞いてみないと分からないし、どれだけのメリットがあるのかわからないという段階で、この予算計上した段階ではそうでした。この3月、4月、5月等でデモを見ながらとか、そういう状況を見て見積もりを徴取して、こんだけ下がるのかという状況の中で各自治体が、じゃ、みんなでやりましょうというのが今の段階になってしまったということです。年度当初ではそこまで、どれだけの自治体が参加するのかというものは読めないし、見積もりもどういう金額が上がってくるのかというのがわからなかったの、リースというところで計上させていただきましたけど、より有利な5年間で1,500万円も安くなるという方法があるのであれば、じゃ、こっちに上げかえさせていただいた方が葛城市のためにもなるということで、今回計上させていただいた。

これからも他のいろんな会計のシステムがあります。ここは私も全体を把握していないし、ましてや議員の皆さん方もほとんどわからないところだと思うんですけども、葛城市にはたくさんシステムがあります。住民基本台帳等も含めて各課ごとにそれぞれシステムが別です。国民健康保険もそうです、介護保険もそうです、後期高齢者もそうです、税もそうですし、法律に縛られているシステムもあるわけですけども、これを一遍に統合というのはできないですけど、他の自治体と共同で運用するというのをすれば、かなり経費節減ができるということもあります。それを今各自治体に葛城市の方から呼びかけていろいろと一緒にやりませんかということで進めておりますので、できるだけわかった段階で議員の皆さん方にこうなります、ああなりますというお話をさせていただきますけれども、当初予算の段階では通年どおりの予算要求をさせていただいて、成立、成約がなった時点でこういう形で補正予算で出させていただくということが、ひょっとしたらまだこれからも続くのかもしれない

ませんけれども、できるだけ有利な運用になるようにこれからも努力をしてまいりたい、その部分のご理解をいただきたいというふうに思っております。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 市長から当初予算から本補正予算に至る経過をお聞かせいただきました。全国92団体の共同購入というか、共同入札に参加をし、こういう成果を得たということは、これはまた大きな広がりを見せるのではないかと。また、これが実際にメリットとして確定をしていく、これは一定経過を見なければならぬ、こういうふうには思いますけれどもね。余りにも大きな差がありますので、ちょっと理解に苦しんだわけでありまして、それなりにその説明によって理解をいたしました。

次に、進みたいと思います。11ページの児童措置費の19節負担金補助及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金908万4,000円ということであります。補正額の財源の内訳では、国庫支出金が908万4,000円丸々、これは国から支出されているわけで、市がトンネルみたいな形になっているんだと思うんです。これについては、平成24年度の政府補正予算において、保育士確保のための予算として安心子ども基金に430億円余りだったと思うんですけども積み増しをされ、そしてその一部について保育士の処遇改善にこれが使われると、こういうことだと思います。対象は公立保育所ではなくて私立保育所であります。華表、あるいははじかみ、浄正院という形に配分されるわけで、これが実際にどのように配分をされ、どのようにその処遇改善のために支出されるのか。また、聞き及んでいるところでは、この金額それぞれを各園に渡すわけでありましてけれども、実際にそういうものが検証できるのかどうか、お伺いをしたいと思いますし、これは民間保育所の保育士の処遇改善という形でやられているわけでありまして、とりわけ本市の公立保育所についても職員の場合はいざ知らず、やはり臨時という形で処遇されている方々がいるわけで、これらは国としてはどのように考えておられるのか。また、市としてこういう国の施策とあわせてどのように対応をしているのか、この点、お伺いをしたいというふうに思います。

**下村委員長** 岡課長。

**岡 子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしく申し上げます。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、白石委員がおっしゃっておられますとおり、国が保育士の人材確保を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対し資金の交付を行うものでございます。市内の私立保育所3園について、それぞれ国の補助基準額に基づき交付額を積算いたしまして、総額908万4,000円となり、財源は全額県補助金安心子ども基金を活用した事業となっております。

それで、事業の概要といたしましては、平成25年度中に私立保育所の保育士等の処遇改善を行うための事業として、使途は職員の賃金改善に要する経費に限定されております。

**白石副委員長** 賃金改善な。

**岡 子育て福祉課長** はい。職員の平均勤続年数に応じて交付金の額が決定されますので。具体的な賃金改善の内容については、それぞれの保育所の実情に応じそれぞれの保育所において決定することとなっております。市としては、処遇改善計画の作成をまず提出していただきまし

て、交付金の申請をまずしていただくこととなります。現在、県の方に交付申請を概算で出させていただいた中で、各3園の申請計画に対しましては、今県に出している基準額より上回っている状態になっております。後で、事業実績後には効果の確認として、各3園から実績報告書を提出していただくことになっております。市としては、そういう経過でさせていただきますこととなります。よろしく申し上げます。

**白石副委員長** あと、公立保育所。

**岡 子育て福祉課長** 公立保育所に関しましては、対象外となっているということだけしか……。

**白石副委員長** そりゃそうやな、そらそんなん課長じゃ答弁でけんな。

**岡 子育て福祉課長** すいません、よろしいでしょうか。

**下村委員長** 山岡部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。

ただいまの白石委員の質問の公立保育所、特に正職ではなく臨時職員の給与の改善についてということですが、臨時職員の分につきましては、やはり保育士の確保がなかなかできないということで、人事課なり理事者の方と協議させていただきまして毎年時給は上げさせていただいております。さらに、それもなかなかということで、人事課なり理事者の方とより以上に協議をさせていただきまして、処遇改善に努めてまいりたいと思っております。

**下村委員長** 市長。

**山下市長** 順番に答弁をさせていただいておりますけれども、公立保育所のことにつきましては、我々としては今現在、葛城市、旧當麻地区にございます3保育所を公立で運営をしていくということで決定し、新たに磐城第二保育所の建設までさせていただいた限りは、全ての臨時職員を正職員にするということではできませんけれども、でき得る限り正職の先生方がせめて担任を持てるようにということで、毎年2名ないし3名の正職の先生を確保していこうということで、ここ数年採用させていただいております。この間もお示しをさせていただいたように、今度の採用試験におきましても、3名の保育士及び幼稚園の先生を採用するというので募集をかけさせていただく予定をいたしております。国との関係におきましては、国はこの保育所の整備及び処遇改善につきましては交付税の中に算入されているという、これは私は全く信じておりませんが、そのような処置をとられているということで、事あるごとにそこはおかしいだろうという意見は申し上げていかなければならないと思いますし、交付税総額が減っているのにそこで処置をしているということ自体が信じがたいところではあります。ただし、自分たちのまちの子どもたちを安全に安心して預けてもらえるような場所の確保は、その自治体の責務でもあるというふうに思っておりますので、できる限り時給等も少しずつですけれども上げながら、良質な保育が確保できるように人材の確保に努力してまいりたいというふうに考えております。

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 課長、部長、そして最後には市長にもご答弁をいただきました。国の施策として私立の保育園の保育士の処遇改善という形で、国は300億円を超える措置をされたという形で国



の言い分では保育士で月額約8,000円、主任保育士で月額約1万円の引き上げになると、このように言っております。それが先ほど来の説明では、それぞれの民間保育所から保育士の処遇改善計画を提出されて、それらをきちっと吟味された上で支給をし、そしてどれほど改善されたかということで実績報告書を求めて、この政策の効果を把握する、こういう仕組みになっているということは理解することができました。そういう点で、民間保育所については一定の処遇改善が行われ、人材確保を含めて前進されるというふうに思います。

さらに、公立保育所について部長並びに市長からご答弁をいただきました。この間、臨時の職員が大きな比重を占め、また役割を果たしているという中で、子どもたちが本当に健やかに発達していく、そういう現場の中できちとした処遇の中で働ける、そういう環境をつくるということで、この間議論され、市長は保育士の増員を図ってきていただいたということは、これは大いに評価したいと思いますが、依然としてやはり臨時の保育士さんがたくさんおられるわけであります。実際、時給が今どうなっているのか、大体、民間保育所で8,000円の月額の引き上げになると。これは20日間働いても臨時の人ですからちょっとわかりませんが、フルタイムで20日間働いたとしたら、大体時給で400円ぐらい、これはようけ上がると思うんですけども、実際に今、本市の公立保育所の臨時保育士さんはどの程度の時給になっているか。それはどのような手だてによってその到達点になってきているか、今お手元に資料があれば教えていただきたい、このように思います。

わからへんか。

**下村委員長** 資料ないですか。

(発言する者あり)

**下村委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** このことは決算委員会に送りたいというふうに思いますので、こういう国の施策で市長が言いました、一応職員あるいは施設の整備等については国は一般財源化、いわゆる交付税措置をするということでやられているというふうに言うておるわけで、やはりその点については私も大いに眉唾物だと、こう思っていますけれども、しかし現実どのようになっているかというのはまたお聞かせをいただきたい。

以上であります。

**下村委員長** 決算委員会のとくに答えられるようにお願いします。

ほかに。

川西委員。

**川西委員** そうしましたら、4款の衛生費、2項の清掃費の中の2目の塵芥処理費です。修繕料というのが100万円出ておりますけれども、内容等についてお聞かせください。

**下村委員長** 増井所長。

**増井新庄クリーンセンター所長** 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいま川西委員のご質問でございますが、修繕料の100万円につきましては、新庄クリーンセンターの計量器トラックスケールがございまして、そのプリンターの故障によりまして緊急補修を行いました。その分が約33万円でございます。それと、今年度クレーンの定

期整備におきまして、一部破損等が発生いたしましたので、当初170万円の予算を計上いたしておりましたが、それに60万円の追加が発生いたしました。それと、重機のバッテリーを充電するダイナモ等の故障によりまして、その部分の交換修理代合わせまして合計100万円の増額の追加をさせていただいたところでございます。

以上であります。

**下村委員長** 川西委員。

**川西委員** 焼却炉の中かなと思って少し心配したんですけども、違う部分であるということでもちよつと安心をしたんですけど、現実今たくさんのごみを燃やしていただいておりますけども、所長としてこれからあとどれぐらいもちそうなんですか。非常にこの辺が心配なんですけども、どんな感じでしょうか。

**下村委員長** 増井所長。

**増井新庄クリーンセンター所長** 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいま川西委員のご質問というか、あれなんですけど、どれぐらいもつものかというか、新炉ができるまで精いっぱい努力をして適正な運転管理を行いながら、24時間の操業を今やらせていただいております。ちょうどきょうから9月定期補修を約2週間、10日間ほどやらせていただいておりますけれども、定期的な補修をやるたびにそれ相応の予算をつけていただきまして、適正な運営を行うしか今のところは手だてがないと。早め早めの修繕、交換等を行いながら、大きな損傷に至らないように十分配慮して運営を行っていきたく思っている次第でございますので、ご理解のほどをよろしく願います。

**下村委員長** 川西委員。

**川西委員** 機械のことですから、これは本当にわからない点は当然なことだと思っておりますけども、やはりもう少しばらぐの間頑張ってくださいと思いますことと、やはりぼちぼちごみの分別等も考えながら、炉の延命も図っていただけて新炉建設に向かってあれしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いたいと思います。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** 川西委員と同じ4款の衛生費、私の場合は清掃総務費の19節負担金補助及び交付金、職員研修負担金という形で29万4,000円計上されているわけでありまして。この研修負担金については新炉が竣工し、当麻、新庄の職員がそれぞれ引き続きごみ収集、あるいは今行っていないけれども、リサイクルセンターで職務を行っていく、そういう統合に向けた研修負担金だというふうに思います。具体的にどのような研修内容をどの程度の方が受けられるのか、その点についてお伺いしておきたいと、このように思います。

**下村委員長** 増井所長。

**増井新庄クリーンセンター所長** 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいま白石副委員長の方からご質問がございました。研修負担金の追加補正の件でございますが、まず当麻クリーンセンターの方におきまして、今まで有資格者でありました方が

退職等に伴いまして、車両系建設機械の免許の取得者が減少いたしましたので、それに伴いまして2名の研修、免許講習に参加していただく費用を入れております。それと、先ほど出ましたように、新庄クリーンセンターにおきましては今免許の有資格者がゼロでございます。それに伴い、今後どのような作業を誰がするのかというリサイクル等の問題もありますので、有資格者の確保に努めてまいりたいということで、車両系建設機械の講習に2名、フォークリフトの講習に3名を今年度下期として参加させていただきたいというふうに計上させていただきました。順次また年次を追って、計画的に免許の取得に努めてまいりたいという思いでおります。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第44号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第45号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

**生野市民生活部長** ただいま提案いただきました議第45号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,376万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,767万4,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。最初に、歳出からご説明申し上げます。3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金215万2,000円の減額でございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金5,000円の追加でございます。4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、19節負担金補助及び交付金21万4,000円の追加でございます。2目前期高齢者関係事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金6,000円の追加でございます。6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、19節負担金補助

及び交付金102万8,000円の減額でございます。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料6,671万7,000円の追加でございます。

続きまして、歳入、4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分95万円の減額でございます。2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金26万7,000円の減額でございます。6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金23万8,000円の減額でございます。10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金6,521万7,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第45号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第46号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

**山岡保健福祉部長** 山岡でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程されております議第46号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億585万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料714万5,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、

2節過年度分58万7,000円の追加でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分107万4,000円の追加でございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分91万9,000円の追加でございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金では456万5,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第46号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査案件であります當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についてを議題といたします。

本日はこのことに係る理事者からの事業の進捗状況等の報告は特にありませんが、ごみの分別についても現在協議を進めておられますので、その協議内容について報告願うことにいたします。

生野部長。

**生野市民生活部長** 所管事項であります當麻クリーンセンターの解体に伴う業務の処理についてでございます。

先ほど補正で上げさせていただきました職員の研修等についてでございます。それにつきましても会議等を行いまして、1名でも多くいろんな有資格者がいるようにということで、今現在、内部で調整を行いまして、新庄クリーンセンター、當麻クリーンセンターが新炉完成後には1つになるということでございますので、そういう中で業務員と協議を重ねておる次第でございます。

そして、ご報告を1点申し上げますのは、昨年うちの西川主査がごみ処理施設の管理者研修として資格取得をしていただきました。今年度につきまして、業務員の方を1名10日間研修に出向かせまして、先日このごみ処理施設の管理者の資格を取得してまいりました。現在、

事務職1名が持っておったわけですが、業務員としての今後の炉の関係等もございますので、無事1名合格したということがございます。そして、昨日まではリサイクル施設の管理者研修を當麻クリーンセンター1名、新庄クリーンセンター1名、おのおの参加をいたしまして、昨日で終わっております。後は資格の試験結果待ちでございます。

そして、先ほど来より川西委員なり、以前は寺田議長からごみの分別なり減量についてのことについて、再三ご心配していただいておりますのでございまして、内部的に協議をいたしまして分別収集計画等について、本日ご報告申し上げたいと思います。詳しくは環境課長の  
大谷の方からご説明させますのでよろしくお願いいたします。

**下村委員長** 大谷課長。

**大谷環境課長** 環境課長の  
大谷でございます。よろしく  
お願いいたします。

第7期の分別収集計画についてご説明申し上げます。

この分別収集計画は、循環型社会を形成していくため、容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づき、一般廃棄物の相当部分を占めております容器包装廃棄物の分別収集をし、再利用を促進することを目的として現在作成中でございます。

現在の容器包装廃棄物の分別状況は、市内全域におきましてはスチール缶、アルミ缶、ガラス製容器、段ボール類、ペットボトルを分別しており、當麻地区ではこれらに加えて牛乳パック、白色トレーの分別収集をしております。現在、作成中の計画におきましては、計画の概要といたしましては、先ほど申しました分別収集に加えまして、當麻地区のみで実施しております牛乳パック、それから白色トレーも新庄地区でも実施し、また新たにプラスチック製の容器包装分の分別収集もあわせて検討しております。

以上でございます。

**下村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご意見、質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、本日はこのことについてはこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、事業の進捗などに伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

よって、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間でございましたけれども、きょうは民生水道常任委員会ということ、本当にありがとうございました。これで一応委員会は閉会いたしたいと思います。

これで、民生水道常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

民生水道常任委員会委員長

下 村 正 樹